

# 南小国町上下水道事業経営戦略業務委託 (下水道事業)

計画期間：令和6年度～令和15年

報告書（概要版）

令和7年3月

南小国町建設課

## 1. 経営戦略策定の背景及び目的

下水道事業における経営戦略の計画期間は、総務省発出の『「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について』と『経営戦略策定・改訂ガイドライン』によって、個々の団体・事業を取り巻く環境、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要だとされています。その中でも、投資・財政計画にあたる「投資試算」や「財源試算」については30～50年超の推計を行うことが求められています。

以上を踏まえ、本経営戦略の計画期間は10年間（令和6(2024)年度～令和15(2033)年度）とし、投資・財源試算期間は30年間（令和6(2024)年度～令和35(2053)年度）とします。

### 南小国町下水道事業経営戦略計画期間

**投資・財政計画： 10年間【令和6(2024)年度～令和15(2033)年度】**

## 2. 南小国町下水道事業の概要

本町の下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理施設事業からなります。

特定地域生活排水処理施設事業では随時整備を進めている状況ですが、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業については、整備が完了している状況です。

また、本町下水道事業では令和6(2024)年4月1日より公営企業会計方式（一部適用）へ移行を行うことで経営の透明化を図るとともに、適切な経営状況の把握が可能となりました。



左上写真：みなみ浄化センター  
右上写真：クリーンセンターなかはら  
左下写真：浄化槽設置状況

### 3. 将来の事業環境

#### ①行政人口

本経営戦略では令和5年度版社人研データを用いて将来の行政人口を算定しています。また、南小国町の行政区域内人口の実績推移は減少傾向となっており、令和元(2019)年度3,984人に対し、令和5(2023)年度で3,853人となっています。

以上を踏まえて本経営戦略における計画期間最終年度の令和15(2033)年度の将来人口は、3,365人と設定します。

将来行政区域内人口：3,365人(令和15(2033)年度)

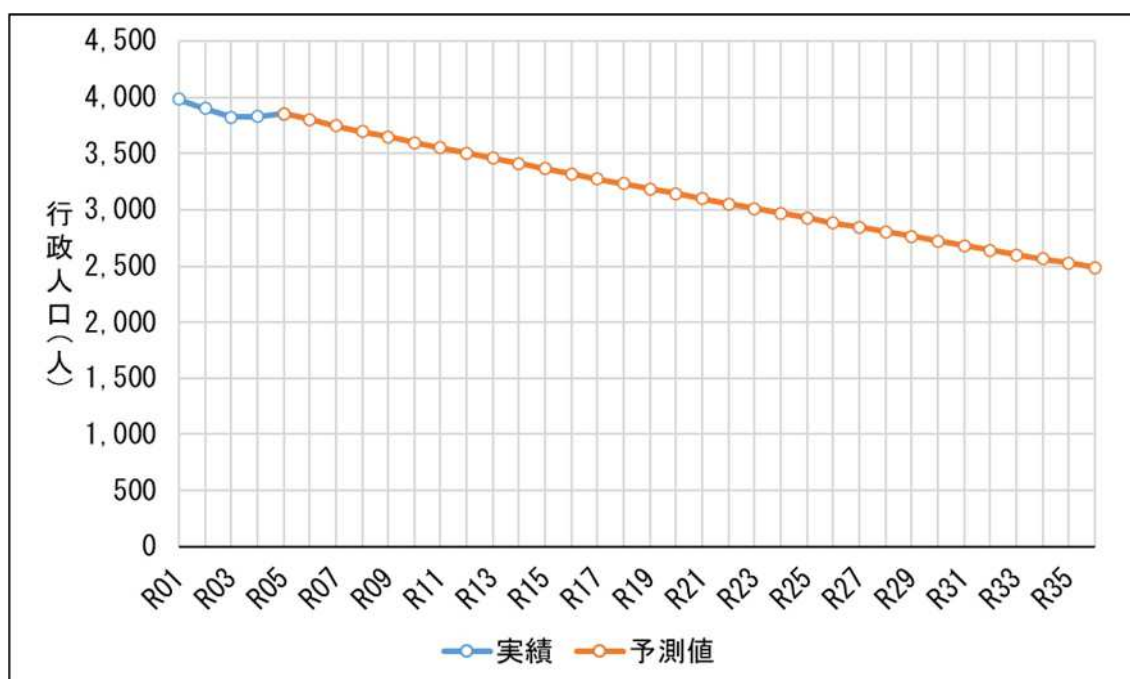


図1 行政人口の見通し

## ②処理区域内人口

本町の下水道事業における処理区域内人口は、事業の整備が概ね完了していることから、減少傾向が続くものと予測されます。したがって、令和 5 年度（2023）の処理区域内人口を基準とし、行政人口の減少率を用いて予測を行います。

算定の結果、いずれの事業においても処理区域内人口は減少し、合計処理区域内人口は令和 6（2024）年度から令和 35（2053）年度で約 800 人減少する見込みです。

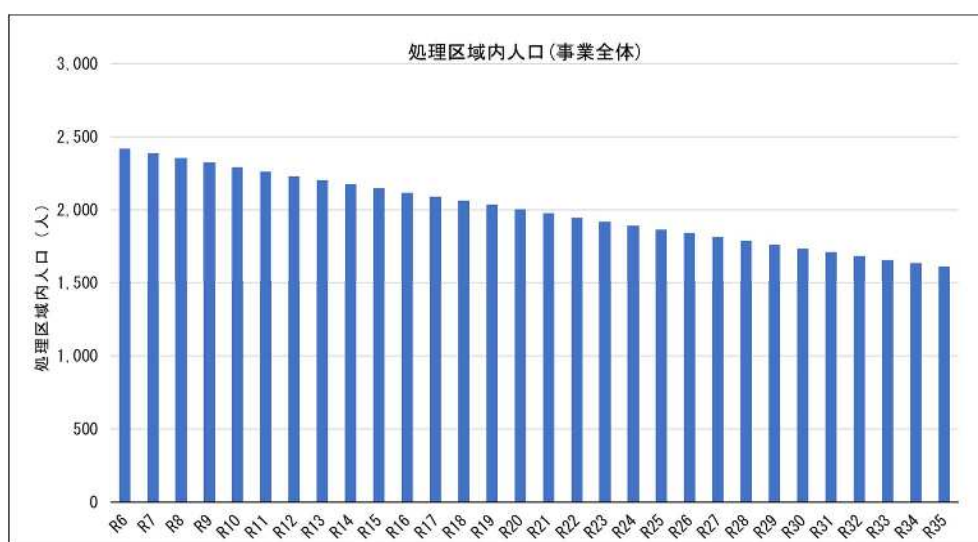


図 2 の人口の見通し(事業全体)

## ③水洗化人口

水洗化人口は処理区域内人口に水洗化率を乗じて設定します。計画期間における水洗化率の目標は各事業で設定を行います。以下に水洗化率の目標を示します。

### 1) 特定環境保全公共下水道事業

今後、水洗化に向けた斡旋等により上昇が見込まれることから、投資・財源試算期間最終年度である令和 35（2053）年において、令和 5（2023）年度時点で熊本県下の類似団体のうち最高値である 84.2%を設定します。

### 2) 農業集落排水事業

整備事業が完了していることから、将来的に大幅な上昇は見込まれないことが予測されるため、令和 5（2023）年度の水洗化率を将来固定として算定を行います。

### 3) 特定地域生活排水処理事業

農業集落排水事業と同様、将来的に大幅な上昇は見込まれないことが予測されるため、令和 5（2023）年度の水洗化率を将来固定として算定を行います。

#### ④有収汚水量

有収汚水量は、過去5ヶ年平均値の一人当たり有収汚水量を水洗化人口に乗じて算定します。有収水量は令和5年度の実績値で244,787m<sup>3</sup>となっており、人口減少等により令和15年度で217,926m<sup>3</sup>となる見込みです

有収汚水量及び水洗化人口の見通しは、以下に示すとおりとなります。

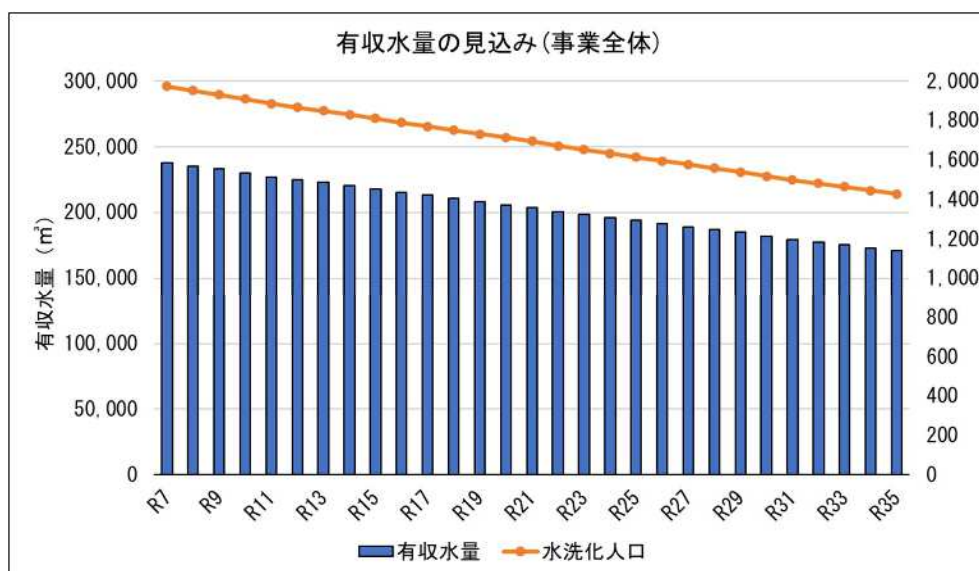


図4 有収汚水量及び水洗化人口の見通し(事業全体)

#### ⑤下水道使用料

将来の下水道使用料は事業毎の有収汚水量に過去5年の税抜使用料単価の平均値を乗じて算定します。事業全体で使用料収入は令和5年度で42,918千円となっており、処理区域内人口の減少に伴い、使用料収入も減少し、令和15年度には38,342千円となる見通しです。

下水道使用料(税抜)の見通しは、以下に示すとおりとなります。

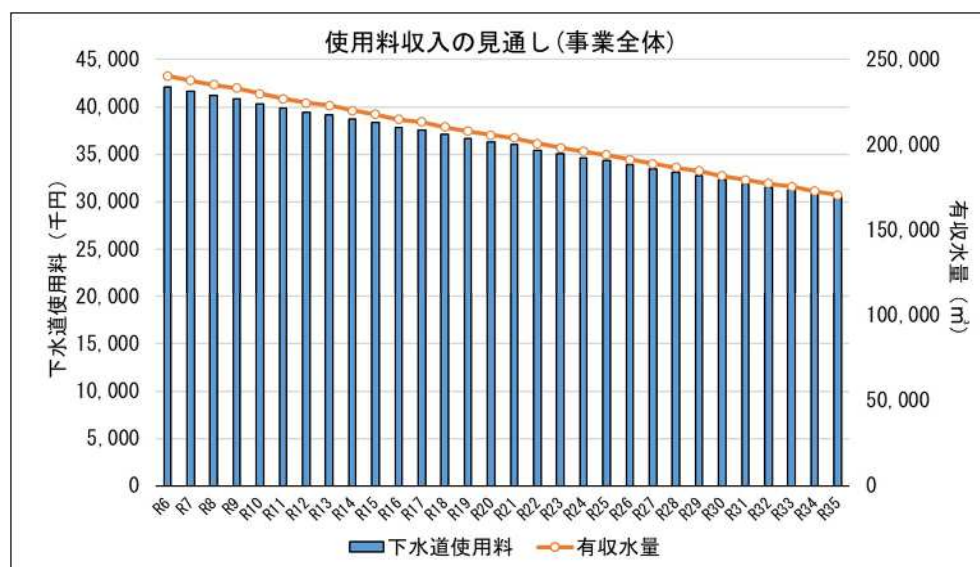


図5 下水道使用料の見通し

## ⑥建設改良費

建設改良費は計画期間において、浄化槽の新設、処理場及びマンホールポンプの改築事業により毎年 5,200～44,800 千円の事業費が発生する予定としています。以下に計画期間における建設改良費推計結果を示します。

計画期間では処理場、マンホールポンプへの投資が多いことが解ります。

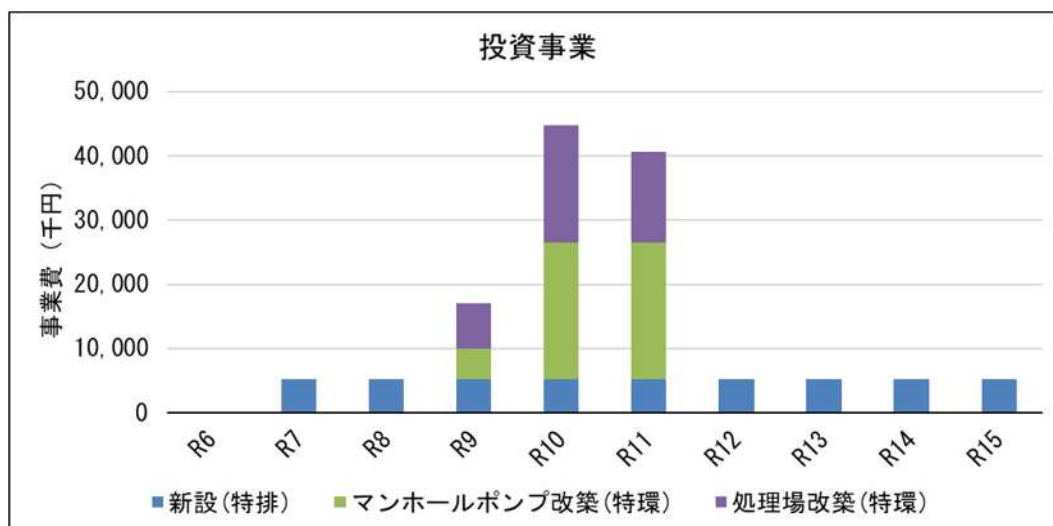


図 6 年度別事業費の総括

#### 4. 経営の基本方針

本町の下水道事業においては、今後は人口減少及び有収水量の減少等の社会変化に対応した事業経営が求められています。したがって、持続可能な下水道事業経営を推進していくため「第4次南小国町総合計画」をはじめとし、本町下水道事業に係る関連計画を上位計画として、以下の基本方針に基づき経営健全化に努めます。



図7 南小国町下水道事業経営戦略基本方針イメージ

## 主な取り組みと目標の詳細

計画期間である令和 15(2033)年度における定量的な業績指標及び経営状況改善に向けた取組の詳細を以下に示します。

### (1) 経常収支率

経常収支率は当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。本町下水道事業では令和 15(2033)年度に 100%以上とすることを目標とします。

表 1 経常収支比率目標(下水道事業)

| 項目(公共)    | 現状(R5) | 目標 R15 |
|-----------|--------|--------|
| 経常収支比率(%) | 59.15  | 100 以上 |

### (2) 経費回収率

汚水処理に要する経費は経営に伴う収入を充てることが基本であり、下水道使用料等で賄うことが基本的な考え方となります。

本町特定環境保全公共下水道事業における令和 5(2023)年の経費回収率は 70.71%となっており、計画期間である令和 15(2033)年度まで経費回収率 75%以上とすることを目標とします。

表 2 経費回収率目標(特別環境保全公共下水道)

| 項目(公共)   | 現状(R5) | 目標 R15 |
|----------|--------|--------|
| 経費回収率(%) | 70.71  | 75 以上  |

### (3) 水洗化率向上に向けた取り組み(収入増加のための取組)

特定環境保全公共下水道事業では水洗化率の向上による使用料収入の増収を図るため、接続の促進(HP やチラシでの広報活動)を実施します。計画期間である令和 15(2033)年度に 84.2%を目標として水洗化率向上に取り組めます。

表 3 水洗化率目標

| 項目(公共)  | 現状(R5) | 目標 R15 |
|---------|--------|--------|
| 水洗化率(%) | 74.7   | 84.2   |

### (4) 効率的な民間活力の活用について(支出削減のための具体的取組)

現在、みなみ浄化センター、クリーンセンターなかはら及び浄化槽において、維持管理業務を民間業者へ委託しておりますが、経営の効率化を図るため計画期間内である令和 15(2033)年度までに委託方法(包括委託等)及び契約業者の選定について見直しを行います。

## 5. 投資・財政計画

将来の事業環境の設定に基づき実施した収支シミュレーションの結果は以下の通りです。

### (1) 収益的収支について

令和 6(2024)年度から令和 15(2033)年度において総額約 349,000千円が不足しています。これは人口減少に伴う使用料収入の減少、処理施設等の更新需要に伴う減価償却費等の増加が要因と想定されます。また、それに加えて物価上昇による経費の増加も要因の一つとして考えられます。

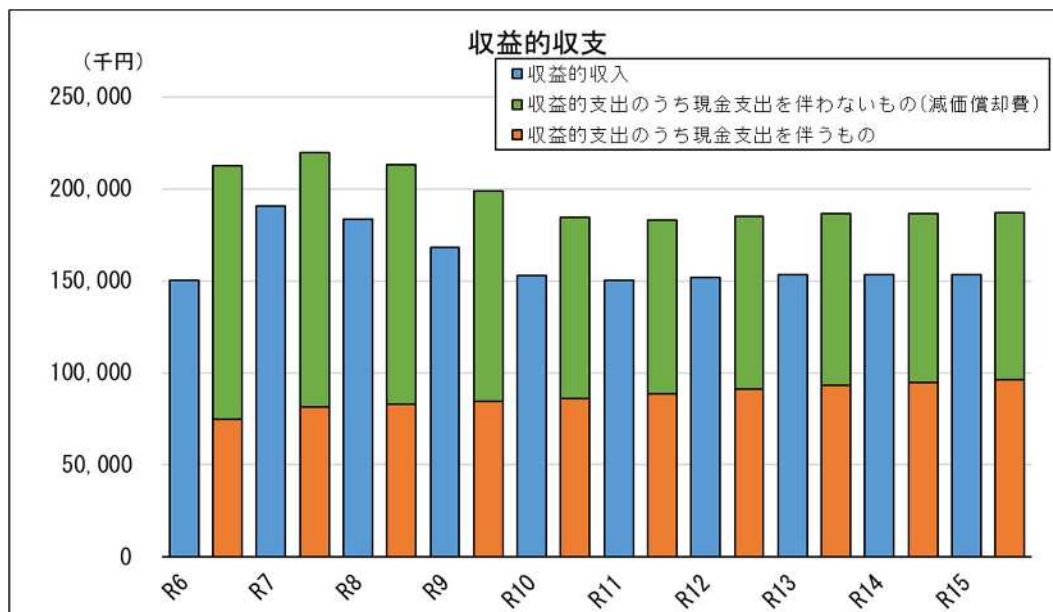


図8 収益的収支推計結果

### (2) 資本的収支について

資本的収入は、主に国庫補助金、企業債及び一般会計繰入金（一部の企業債償還金に係る基準内分）であり、当該年度の事業規模に伴い収入額も変動しています。資本的収支における支出は、建設改良費に企業債償還金が加わるため、計画期間を通して収支不足が発生しています。

### (3) 収支ギャップ解消案について

現状における収支シミュレーションを実施した結果、令和 6(2024)年度から令和 15(2033)年度において年平均約 35,000 千円の純損失が発生しています。収支ギャップ解消のため、以下の 3 パターンについて検証を行います。

## 収支ギャップの解消案

### Case1\_一般会計繰入金による対応

収支不足を全て一般会計繰入金により補う。

### Case2\_下水道使用料改定

下水道使用料の改定により収支の均等を図る。

### Case3\_Case1, Case2複合案

令和10年度まで一般会計繰入金により収支不足分を補い、令和11年度に料金改定を実施

### (4) 収支ギャップの解消案まとめ

以下に収支ギャップの解消案まとめを示します。今回見直しでは収支ギャップ解消案として時間的な制約等を考慮して Case3 を採用します。

表4 収支ギャップの解消案まとめ

| 項目                      | 説明                                           | 採用 |
|-------------------------|----------------------------------------------|----|
| Case1_一般会計繰入金(基準外)による対応 | 下水道使用料改定の必要はなく、住民の負担増は生じないが、一般会計への負担増が懸念される。 |    |
| Case2_下水道使用料改定          | 収支不足解消案として効果は高いが、時間の制約により実現が難しい。             |    |
| Case3_Case1, Case2複合案   | 令和 10 年度までに料金改定の準備を行えるため、余裕をもって料金改定が可能となる。   | ○  |

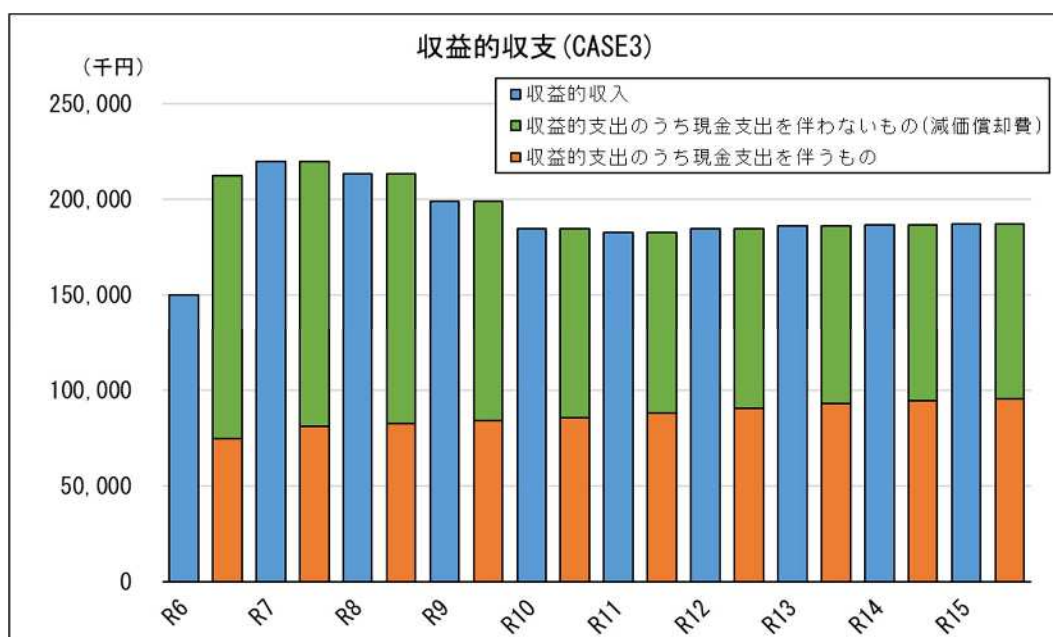


図9 計画期間における収益的収支の推移 (Case3)

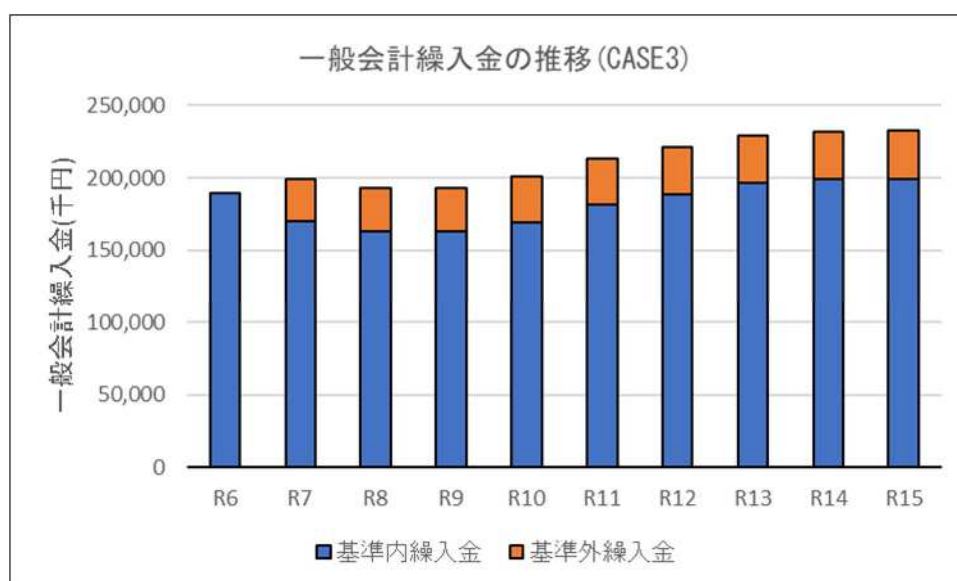


図10 計画期間内における一般会計繰入金の推移 (Case3)

## 6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本経営戦略の進捗状況について、PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：検証、Action：見直し・改善）の考え方に基づいたフォローアップを行い、経営指標により達成状況を確認、計画と実績との乖離が生じた場合はその原因を分析し、必要に応じて本経営戦略の見直しまたは改善検討を行います。

### (1) 毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認し、乖離が大きい場合は原因を調査するとともに、次回改定に向けての課題として整理します。  
特に、収入支出の割合が大きい収益的収入の下水道使用料、資本的支出の建設改良費については重点的に検証を行います。
- 経営指標を用いた分析により、経営健全化に向けた状況把握及び今後の取組の方向性を確認します。
- 毎年度の進捗管理の結果をホームページ等で公表します。

### (2) 検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の状況を把握します。
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価を行います。
- 概ね5年ごとに投資計画および財源の内容の検証および見直しを行います。
- 経営指標を分析し、経営状況の再評価および必要に応じて新たな目標を設定します。

表5 経営戦略事後検証及び改定スケジュール

| 種別   | 令和<br>6<br>2024 | 令和<br>7<br>2025 | 令和<br>8<br>2026 | 令和<br>9<br>2027 | 令和<br>10<br>2028 | 令和<br>11<br>2029 | 令和<br>12<br>2030 | 令和<br>13<br>2031 | 令和<br>14<br>2032 | 令和<br>15<br>2033 |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 事後検証 | 計画              | ○               | ○               | ○               | ○                | 次計画<br>策定        | ○                | ○                | ○                | ○                |
| 改定作業 | 改定              |                 |                 |                 | ●                |                  |                  |                  |                  | ●                |